

平成17年大洲市議会第6回臨時会会議録 第1号

平成17年10月7日（金曜日）

出席議員

1 番 大 野 立 志
2 番 上 田 栄 一
3 番 安 川 哲 生
4 番 福 積 章 男
5 番 山 本 光 明
6 番 西 村 豊
7 番 武 田 雅 司
8 番 中 野 寛 之
9 番 二 宮 淳
10 番 梅 木 良 照
11 番 梶 田 和 美
12 番 村 上 常 雄
13 番 水 本 保
14 番 岩 田 忠 義
15 番 宮 本 増 憲
16 番 叶 岡 廣 志
17 番 後 藤 武 薫
18 番 有 友 正 本
19 番 古 野 青 弘
20 番 矢 間 一 義
21 番 向 井 敏 憲
22 番 岡 孝 志
23 番 吉 岡 猛
24 番 清 水 久二博
25 番 田 中 堅太郎
26 番 山 下 勝 利
27 番 中 野 茂 明
28 番 吉 岡 昇 平
29 番 大 野 新 策
30 番 小 泉 紘 文

欠席議員

な し

出席理事者

市 長 大 森 隆 雄
助 役 首 藤 馨
収 入 役 田 上 隼 藏
総 務 部
部 長 小 泉 勝 明
副部長兼危機管理室長 白 石 隆 壽
副部長兼総務課長 佐 伯 幸 一
人 事 秘 書 課 長 神 元 崇
総 務 課 長 補 佐 篠 原 雅 人
総務課行政係長 往 田 秀 樹
企画財政部
部 長 小 島 健 市
財 政 課 長 松 田 眞
財 政 課 長 補 佐 松 本 一 繁
市民福祉部
部 長 上 村 孝 廣
副部長兼保険環境課長 山 田 一 昭
建設農林部
部 長 三 保 禮 三
副部長兼建設第1課長 城 戸 良 一
副部長兼農林水産課長 松 岡 良 明
副部長兼水道課長 口 井 睦 雄
長 浜 支 所
支 所 長 上 川 慶 信
肱 川 支 所
支 所 長 櫻 田 和 明
河 辺 支 所
支 所 長 河 本 治
農業委員会
事 務 局 長 蔵 田 伸 一
教育委員会
委 員 長 岩 田 徳 幸
教 育 長 叶 本 正
教 育 部 長 尾 崎 公 男

公 営 企 業
病 院 長 谷 口 嘉 康
監 査
委 員 藤 川 卓 見
~~~~~

出席事務局職員

事 務 局 長 西 山 隆 夫  
次 長 新 野 武 男  
事務専門員兼調査第1係長 藤 岡 章 男  
調 査 第 2 係 長 新 実 雄  
議 事 係 長 谷 野 秀 明  
~~~~~

議事日程

平成17年10月7日 午後2時 開 会

日程第1

仮議席の指定

日程第2

議 選 第 1 号 議長の選挙について
.....

日程第3

議席の指定

日程第4

会議録署名議員の指名

日程第5

会期の決定

日程第6

議 選 第 2 号 副議長の選挙について

日程第7

議第1号議案 大洲市議会委員会条例の一部改正について
(提案理由説明、質疑、討論、表決)

日程第8

議 選 第 3 号 常任委員及び議会運営委員
の選任について

日程第9

議第2号議案 肱川流域治水対策特別委員
会の設置について
(提案理由説明、質疑、討論、表決)

日程第10

議 選 第 4 号 大洲市・内子町山林管理組
合議会議員の選挙について

日程第11

議 選 第 5 号 八幡浜・大洲地区広域市町
村圏組合議会議員の選挙に
ついて

日程第12

議 選 第 6 号 大洲喜多特別養護老人ホー
ム事務組合議会議員の選挙
について

日程第13

議 選 第 7 号 大洲・喜多衛生事務組合議
会議員の選挙について

日程第14

議 選 第 8 号 大洲地区内子運動公園事務
組合議会議員の選挙につい
て

日程第15

議 選 第 9 号 大洲地区広域消防事務組合
議会議員の選挙について

日程第16

議 選 第 10号 内山衛生事務組合議会議員
の選挙について

日程第17

第110号議案 平成17年度大洲市一般会計
補正予算(第4号)

第111号議案 平成17年度大洲市温泉事業
特別会計補正予算(第2
号)

第112号議案 大洲市長等の給与の特例に
関する条例の一部改正につ
いて

第113号議案 大洲市中小企業振興資金融
資条例の一部改正について
(提案理由説明、質疑、討論、表決)

日程第18

第114号議案 監査委員の選任につき同意
を求めることについて
(提案理由説明、質疑、討論、表決)

~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議選第1号

日程第3 議席の指定

日程第4 会議録署名議員の指名

日程第5 会期の決定

日程第6 議選第2号

日程第7 議第1号議案

日程第8 議選第3号

日程第9 議第2号議案  
    肱川流域治水対策特別委員の選任

日程第10 議選第4号

日程第11 議選第5号

日程第12 議選第6号

日程第13 議選第7号

日程第14 議選第8号

日程第15 議選第9号

日程第16 議選第10号

日程第17 第110号議案～第113号議案

日程第18 第114号議案

日程追加 各常任委員会及び議会運営委員会  
          の閉会中における所管事務調査に  
          ついて

~~~~~

午後2時00分 開 会

○西山隆夫事務局長 今議会は一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席されております議員の中で中野茂明議員が年長でありますので、御紹介を申し上げます。

それでは、中野茂明議員、議長席の方へお願いをいたします。

〔中野茂明臨時議長 着席〕

○中野茂明臨時議長 ただいま紹介されました中野茂明でございます。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく協力のほどをお願いを申し上げます。

ただいまから平成17年大洲市議会第6回臨時会を開会いたします。

~~~~~

○中野茂明臨時議長 市長より議会招集のあいさつがあります。

○大森隆雄市長 議長

○中野茂明臨時議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、第6回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かと御多用の中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。心より厚く御礼申し上げます。

さて、議員の皆様には、去る10月2日に執行されました新市誕生後初の市議会議員選挙におかれまして見事御当選の栄誉を得られましたこと、ここに改めて心よりお祝いを申し上げます。

あわせまして、当選を重ねられました皆様、また今回新たに議席を得られました皆様、それぞれが市民の福祉増進と本市発展のために情熱を傾けられ、御活躍いただきますことを御期待

申し上げる次第でございます。

さて、私は本年2月14日に市長に就任して以来、我が大洲市を南予を代表する夢のある町とせんがため、職員には公務員に対する市民の目を常に意識し、その意を体して業務に精励するよう指示を与え、そして第1に財政再建、水害、災害対策等に確固たる道筋をつけるべくその下ごしらえに一意専心の思いで取り組んでまいりました。

特に、水害対策につきましては、近年の異常気象による集中豪雨が頻発する中、国土交通省に対しまして治水事業予算の大幅増額について要望を重ねてきたところでございます。

その結果、前年比で1.2倍の予算確保や河川内における土砂や樹木の適正な管理につき御高配をいただくことができました。昨年に重ねて甚大な被害を受けられました多くの皆様の忍びない実態を真摯に受けとめまして、今後とも再度被災箇所における緊急的な治水対策の実施について強く要望してまいる所存でございます。

ところで、現下の情勢は平成の大合併が終期にかかり、三位一体改革を初めとするさまざまな要因により新たな地域間競争の時代を迎えているのでありますが、順風に帆を掲げるためには、そうした向かい風の吹く厳しい荒波の中にある今こそが関係者一丸となって改進黨していかなばならないときだと強く思うのであります。議会の新体制とあわせまして、私といたしましても新市建設に向け新たなスタートを切ってまいりたい所存でございますので、議員各位におかれましても何とぞ温かくかつ力強い御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

本議会におきましては、さきの台風被害対策に係る補正予算案を初め条例の一部改正、監査委員の選任にかかわる人事案件について御提案申し上げているところであります。それぞれの議案内容につきましては、後ほど提案理由の中で順次御説明申し上げたいと存じます。何とぞ

よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。今臨時会招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~

○中野茂明臨時議長 これより本日の会議を開きます。

~~~~~

○中野茂明臨時議長 臨時議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付してあるとおり、日程第1及び第2であります。

~~~~~

○中野茂明臨時議長 それでは、日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

~~~~~

○中野茂明臨時議長 次に、日程第2、議長の選挙を行います。

議場を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○中野茂明臨時議長 ただいま出席している議員は30名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○中野茂明臨時議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野茂明臨時議長 投票用紙の配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○中野茂明臨時議長 異状ないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて投票をお願いいたします。

〔事務局長点呼・各員投票〕

○中野茂明臨時議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野茂明臨時議長 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○中野茂明臨時議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に柗田和美議員、村上常雄議員、水本保議員を指名いたします。

立会人は投票箱のところへ参集を願います。

〔開 票〕

○中野茂明臨時議長 それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 30票

これは先ほどの出席議員の数に符合をしております。

そのうち

有効投票 28票

無効投票 2票

有効投票28票のうち

清水久二博議員 16票

吉岡 猛議員 12票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は7票でございます。したがって清水久二博議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました清水久二博議員が議場におられますので、この席より告知をいたします。

清水久二博議員、議長に当選されました。

議長に当選されました清水久二博議員にごあいさつをお願いいたします。

○24番清水久二博議員 議長

○中野茂明臨時議長 清水久二博議員

〔24番 清水久二博議員 登壇〕

○24番清水久二博議員 一言ごあいさつを申し上げます。

図らずも今回名誉ある大洲市議会議長に就任することになりました。これから大洲市、多くの問題に取り組まなければならないのですが、大森市長の市政と是々非々の関係を保ちながら議会運営に当たってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、大洲市発展のため議員各位におかれましては御支援、御協力をお願い申し上げます。誠にありがとうございました。  
○中野茂明臨時議長 以上をもちまして臨時議長の職務を終わりました。皆様の協力に感謝いたします。

清水久二博議長、議長席にお着きを願います。

〔臨時議長退席、議長着席〕

~~~~~

○清水久二博議長 議事の都合によりしばらく休憩いたします。

午後2時23分 休 憩

~~~~~

午後2時47分 再 開

○清水久二博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○清水久二博議長 この際、本日の議事日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしましたとおり、日程第3からを本日の日程に追加し、順次議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、日程第3からを本日の日程に追加し、順次議題とすることに決定いたしました。

~~~~~

○清水久二博議長 それでは、日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により議長が指定いたします。

議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番大野立志議員、2番上田栄一議員を指名いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第6、副議長の選挙を行います。

議場を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○清水久二博議長 ただいま出席している議員は30名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○清水久二博議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 投票用紙の配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○清水久二博議長 異状ないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて投票願います。

〔事務局長点呼・各員投票〕

○清水久二博議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○清水久二博議長 これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に梶田和美議員、村上常雄議員、水本保議員を指名いたします。

立会人は投票箱のところに参集願います。

〔開 票〕

○清水久二博議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 30票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 30票

無効投票 0票

有効投票30票のうち

岩田忠義議員 16票

向井敏憲議員 10票

吉岡 猛議員 2票

大野新策議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は8票であります。したがって岩田忠義議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました岩田忠義議員が議場におられますので、この席から告知いたします。

岩田忠義議員、副議長に当選されました。

副議長に当選された岩田忠義議員にごあいさつを願います。

○14番岩田忠義議員 議長

○清水久二博議長 岩田忠義議員

〔14番 岩田忠義議員 登壇〕

○14番岩田忠義議員 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま副議長に選任されました岩田でございます。もとより浅学非才な私でございますが、議長を支え、大洲市議会運営のために全力で取り組んでまいりたいと存じます。どうか議員の皆様の今後ますますの御支援と御指導をよろしくお願いいたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第7、議第1号議案大洲市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議なものと認め、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第1号議案大洲市議会委員会条例の一部改正について採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。した

がってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○清水久二博議長 この際、委員会条例の公布手続のためしばらく休憩いたします。

午後3時03分 休憩

~~~~~

午後3時06分 再開

○清水久二博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第8、常任委員及び議会運営委員の選任についてを議題といたします。

これらの選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名いたします。

お諮りいたします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、お手元に配付した委員名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第9、議第2号議案肱川流域治水対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第2号議案肱川流域治水対策特別委員会の設置についてを採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立全員であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました肱川流域治水対策特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、大野立志議員、福積章男議員、西村豊議員、栢田和美議員、叶岡廣志議員、向井敏憲議員、岡孝志議員、山下勝利議員、中野茂明議員の以上9名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、ただいまの指名のとおり選任することに決定いたしました。

この際、各常任委員会、議会運営委員会及び肱川流域治水対策特別委員会の正・副委員長の互選を願うことといたします。

各委員会におかれましては別室において直ちに委員会を開催され、正・副委員長を互選し、その結果を議長に報告願います。

~~~~~

○清水久二博議長 正・副委員長の互選が終わりますまでしばらく休憩いたします。

午後3時09分 休憩

~~~~~

午後3時51分 再開

○清水久二博議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○清水久二博議長 各委員会の正・副委員長の互選結果について御報告申し上げます。

総務文教委員長に矢間一義議員、同副委員長に後藤武薫議員、企画財政委員長に村上常雄議員、同副委員長に田中堅太郎議員、市民福祉委員長に向井敏憲議員、同副委員長に水本保議員、建設農林委員長に宮本増憲議員、同副委員長に梅木良照議員、議会運営委員長に山下勝利議員、同副委員長に岡孝志議員、肱川流域治水対策特別委員長に叶岡廣志議員、同副委員長に栢田和美議員、以上のとおりそれぞれ互選されました。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第10、議選第4号大洲市・内子町山林管理組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、大洲市・内子町山林管理組合議会議員について、同組合同規約第5条第2項の規定により大洲市議会議員のうちから同組合同議会議員4名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選として議長が指名することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、議長において指名いたします。

それでは、大洲市・内子町山林管理組合議会議員に上田栄一議員、西村豊議員、中野寛之議員、宮本増憲議員の以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。



ただいまの指名のとおり当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、ただいまの指名のとおり決定いたしました。

ただいま大洲市・内子町山林管理組合議会議員に当選されました上田栄一議員、西村豊議員、中野寛之議員、宮本増憲議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項により告知いたします。

議事の都合により会議時間をしばらく延長いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第11、議選第5号八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員について、同組合規約第5条第2項の規定により大洲市議会議員のうちから同組合議会議員1名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選として議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、議長において指名いたします。

それでは、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員に村上常雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまの指名のとおり当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、ただいまの指名のとおり決定いたしました。

ただいま八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました村上常雄議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項によ

り告知いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第12、議選第6号大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合議会議員について、同組合規約第5条第2項の規定により大洲市議会議員のうちから同組合議会議員4名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選として議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、議長において指名いたします。

それでは、大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合議会議員に山本光明議員、武田雅司議員、岡孝志議員、吉岡昇平議員の以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまの指名のとおり当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、ただいまの指名のとおり決定いたしました。

ただいま大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合議会議員に当選されました山本光明議員、武田雅司議員、岡孝志議員、吉岡昇平議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項により告知いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第13、議選第7号大洲・喜多衛生事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、大洲・喜多衛生事務組合議会議員について、同組合規約第5条第2項の規定により大洲市議会議員のうちから同組合議会議員

5名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選として議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、議長において指名いたします。

それでは、大洲・喜多衛生事務組合議会議員に安川哲生議員、梅木良照議員、叶岡廣志議員、後藤武薫議員、有友正本議員の以上5名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまの指名のとおり当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、ただいまの指名のとおり決定いたしました。

ただいま大洲・喜多衛生事務組合議会議員に当選されました安川哲生議員、梅木良照議員、叶岡廣志議員、後藤武薫議員、有友正本議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項により告知いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第14、議選第8号大洲地区内子運動公園事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、大洲地区内子運動公園事務組合議会議員について、同組合同規約第6条第2項の規定により大洲市議会議員のうちから同組合議会議員1名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選として議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、議

長において指名いたします。

それでは、大洲地区内子運動公園事務組合議会議員に山下勝利議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまの指名のとおり当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、ただいまの指名のとおり決定いたしました。

ただいま大洲地区内子運動公園事務組合議会議員に当選されました山下勝利議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項により告知いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第15、議選第9号大洲地区広域消防事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、大洲地区広域消防事務組合議会議員について、同組合同規約第5条第2項の規定により大洲市議会議員のうちから同組合議会議員7名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選として議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、議長において指名いたします。

それでは、大洲地区広域消防事務組合議会議員に福積章男議員、水本保議員、有友正本議員、矢間一義議員、向井敏憲議員、田中堅太郎議員、大野新策議員の以上7名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまの指名のとおり当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、た

だいまの指名のとおり決定いたしました。

ただいま大洲地区広域消防事務組合議会議員に当選されました福積章男議員、水本保議員、有友正本議員、矢間一義議員、向井敏憲議員、田中堅太郎議員、大野新策議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項により告知いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第16、議選第10号内山衛生事務組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、内山衛生事務組合議会議員について、同組合同規約第6条第2項の規定により大洲市議会議員のうちから同組合議会議員2名を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選として議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、議長において指名いたします。

それでは、内山衛生事務組合議会議員に大野立志議員、古野青弘議員の以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。

だいまの指名のとおり当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、だいまの指名のとおり決定いたしました。

ただいま内山衛生事務組合議会議員に当選されました大野立志議員、古野青弘議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項により告知いたします。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第17、第110号議案から第113号議案までの議案4件を一括し

て議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、ただいまから本日の臨時議会に提案いたしております議案につきまして御説明申し上げるわけですが、それに先立ちまして、先ほどの選挙により新市議会の議長に清水久二博議員、副議長に岩田忠義議員が就任されましたことを心よりお喜びを申し上げますとともに、今後の御活躍をお祈り申し上げます。

また、常任委員会委員の選任を初め諸案件が滞りなく行われましたこと、まことに御同慶にたえない次第であります。今後とも議員各位の格別の御指導と御協力を賜りますよう伏してお願い申し上げます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

まず、予算関係でございますが、9月6日から7日におけます台風14号による被害は広範囲に及んでおり、床上浸水した住宅は161世帯、床下浸水は210世帯を数え、土砂崩れによる住宅の全壊も発生するなど、市民生活に深刻な影響が発生いたしました。

また、農業関係被害は約2億8,000万円、商工関係でも約2億2,000万円の被害が推定されており、道路、都市施設等の公共施設の被害を含めると、昨年度に引き続きことしも甚大な災害のつめ跡を残しました。

このような中、第110号議案平成17年度大洲市一般会計補正予算及び第111号議案平成17年度大洲市温泉事業特別会計補正予算は台風14号により被災した公共施設等の復旧費など災害関連予算を主として編成したものであります。

まず、一般会計補正予算であります。補正額は2億2,273万5,000円で、これにより本年度の予算総額は253億759万6,000円となります。

主な予算措置について申し上げます。

まず、台風の接近に伴う避難勧告により公民館等に避難されました方は、自主的に避難された方も含めまして345人に上りましたが、避難された皆様への炊き出しや住宅が床上浸水となった被災世帯に対する災害見舞金などについて所要の経費を計上いたしております。

また、浸水被害後の防疫活動やごみ処理に必要な予算についてであります。浸水被害により使えなくなった家財道具等は相当な量となっておりますので、その処分をするために必要な処理費を計上するとともに、ごみ収集や防疫活動に要した経費についても措置いたしました。

また、地方拠点都市地区として商業集積が進む東大洲地区の水害を軽減するために整備をしておりました二線堤を兼ねた市道を原因とする農作物等の被害に対しましても補償を行うことといたしました。

次に、公共施設等の復旧対策について申し上げます。

今回の災害によります公共施設の被害は、市道の路側崩壊など公共土木施設災害28件を初め農業用施設災害、林業施設災害、農地災害等に加え肱川緑地などの都市施設や観光施設及び文教施設など広範囲に被害を受けております。被害のありました公共施設の早期復旧を図るため、道路及び河川の復旧費に8,015万5,000円を計上するなど、合わせて災害復旧費1億7,372万9,000円を措置し、施設の早期復旧を図り、市民生活に支障がないよう努めてまいります。

次に、温泉事業特別会計補正予算につきましては、今回の水害により少彦名温泉施設の水中ポンプが冠水被害を受けたためその復旧を図るとともに、ポンプ室等をかさ上げするための予算を措置し、万全を期することといたしました。

今回の水害では幸いにも人的な被害はなく、物的被害につきましても、昨年の水害より若干水位が低かったとはいえ、水害への備えなど市

民の皆様の危機意識も高く、昨年の水害と比較いたしますと被災額は大きく軽減できたものと考えております。

本市といたしましても、昨年の水害を教訓といたしまして危機管理室を設置するなど、災害情報を迅速、正確に市民の皆様に伝達する体制の整備や、被害を最小限にとどめることができる適切な避難行動の誘導などソフト面の充実にも取り組んでまいりましたが、今後とも水害のない安全で安心して暮らせる大洲市をつくるため、議員各位の御協力をいただきながら、国、県に対しまして肱川の治水対策の早期実現を要望するとともに、自主防災組織の組織化などの促進を図り、災害に強い地域づくりに努めてまいります。

改めて今回の災害により被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災者の救出や被災後の後片づけに御尽力いただきました消防団や市民の多くの皆様に対しまして心から御礼申し上げます。

次に、条例の一部改正について申し上げます。

まず、第112号議案大洲市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてであります。この条例につきましても、題名を大洲市の市長等の給与及び議会議長等の報酬の特例に関する条例に改め、大洲市報酬及び費用弁償等支給条例別表第1に定められている議会議長等の報酬の額について、議会議長及び副議長についてはその100分の5相当額を、議会議員についてはその100分の3相当額を減じて得た額にしようとするものであります。

本件につきましては、御承知のとおり合併後の厳しい財政状況を踏まえ、私ども四役については給料の10%カットをこの4月から平成20年3月末までの予定で実施中でございます。新市議会議員の皆様にもその趣旨を御理解賜り、ぜひとも御協力願いたく御提案申し上げた次第であります。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

す。

次に、第113号議案大洲市中小企業振興資金融資条例の一部改正について申し上げます。

この条例は、自然災害により被災をされた中小企業者に対し愛媛県と連携した支援体制を整えるため改正しようとするものであります。愛媛県においては、中小企業の育成と振興を図るため愛媛県中小企業振興資金融資制度を実施しており、その中で災害関連対策資金の貸し付けを実施しております。当市においては、本条例に災害に対する融資制度が定められていなかったため、今回県の制度に準じ災害融資ができるよう所要の改正を行おうとするものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました議案の概要を申し述べましたが、何とぞよろしく御審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いをいたします。

○清水久二博議長 以上で説明は終わりました。

これより議案に対する質疑を行います。

この際申し上げます。

各議員の今後の発言時間は申し合わせのとおり1人当たり15分以内と制限いたします。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、中野寛之議員の発言を許します。

○8番中野寛之議員 議長

○清水久二博議長 中野寛之議員

〔8番 中野寛之議員 登壇〕

○8番中野寛之議員 無所属の中野寛之です。

早速ですが、質疑に入ります。

第112号議案大洲市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてお尋ねをいたします。

この議案によりますと、正・副議長の報酬は5%減額、議員は3%減額、このようになっております。しかし、さきの9月定例会におきま

しては、旧郡部選出32名の議員報酬を7月1日にさかのぼって総額1,514万円、1人平均47万3,125円引き上げるという条例案が提案、可決されております。この条例が可決されましたのは、先月の9月7日であります。わずか1カ月での再度の議員報酬額の改正であります。今回提案されました条例案と、そしてさきの9月定例会で改正された条例との整合性について大森市長はいかなる御見解をお持ちでありますか、御答弁よろしく願いいたします。

○首藤馨助役 議長

○清水久二博議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 中野寛之議員お尋ねの市長等の給与の特例条例の一部改正についてお答えをいたします。

さきの9月定例会におきまして御提案申し上げ御議決をいただきました大洲市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正、すなわち議員報酬の改定につきましては、一つの市でありながら旧市町村選出議員ごとに異なる報酬額を旧大洲市選出議員の報酬額に統一して定めたものでございます。

振り返りますと、新市の議会議員の報酬額につきましては、合併協議会における協議の中で結論の出なかった極めてデリケートな問題でございましたし、合併協議会からゆだねられた形の特別職報酬等審議会の中でも同様、容易に結論が出せず、その答申では総額を超えないこと、6月以前に遡及しないこと、改選後は同規模自治体の実態とバランスをとること、この3つの基本的な考え方が示されたのでございます。その答申や新大洲市の規模、そして他市の状況等を総合的に勘案した上で定めました議員報酬額は35万1,000円でございます。おおむね妥当な額であると判断をいたしております。

今回提案しております特例条例の一部改正は、その報酬額を基本といたしまして、近年の厳しい財政状況や社会情勢、そして住民感情に

も配慮し、議員の皆様に報酬の一部カットをお願いしようとするものでございます。

したがって、9月定例会における旧市町村選出議員については結果的に引き上げとなりました報酬条例の改正と、改正後の条例による報酬額を基本として、その額からそれぞれ3ないし5%のカットをお願いしようとする今議会での特例条例の改正との間に矛盾はないものと考えております。

以上、お答えいたします。

○8番中野寛之議員 議長

○清水久二博議長 中野寛之議員

〔8番 中野寛之議員 登壇〕

○8番中野寛之議員 それでは、再質問を短くさせていただきます。

先ほど首藤助役さんの方から御説明もございましたが、大変趣旨は理解はできるのですが、先ほど大森市長からの提案理由説明の中で、合併後の大変厳しい財政状況の中、議会にも協力を願いたいと、そのような提案理由説明でございました。1カ月前でも今でも財政状況に大幅な変化はございません。1カ月前も財政状況は厳しかったことは間違いはない。そうであれば、1カ月前から3%ないし5%ですか、減額した額をなぜ出さなかったのか。そして、この1カ月間でなぜそのように変わったのか。これをぜひ、財政状況はそう変わってないと思いますが、この辺に関してもう一度答弁をお願いいたします。できましたら、大森市長自身にお願いしたいと思います。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 中野議員さんのお答えでございますが、今の首藤助役の答弁に尽きると思うんですが、いろいろこの問題につきましては長い経過がございました。私も何回かここでも答弁をいたしましたが、2年半にわたっての合併協議会の中で、この問題を残して先に進んだ

んじまいかんのじゃないかということは再三申し上げた経緯もございます。

しかし、当時中野議員も大変熱心に傍聴をいつもされとりましたのでその経緯は一番よく知っておられる上での質問だと思っておりますので、私もあえてそのことを踏まえて御答弁をするわけですが、積み残しになっておりました。それを、私の方が図らずもこういう立場になりまして、まさか片づけをせないけんとは夢にも思っておりませんでした。ですが、こうなりました以上はそういうことを片づけて前へ進まないけん。みずからの報酬のことを語るという、協議をするということは大変考えてみますとつらいものでございまして、これは第三者的に決めてもらって、それに合わせていくというのが一番いいと思うんですが、そういう経過があって、決めていって先へ進まなければならないということになりましたものですから、報酬等審議会の皆さんにそのことの大事な大事なことを振ってしまうようなことに結果としてなりました。

しかし、皆さん方も慎重に協議をしていただきまして、先ほどの3つのポイントに集約をされた御答申もいただきましたので、そのことを踏まえてどうやっていくかと。

内容的には、前もって御勇退をされた、御辞退をされた議員さんもおられましたし、残られた議員さんもおられましたし、ああいう形でございましたので、周辺部の議員さんが大多数残られた中での取り組みということになってしまいましたので、結果的にはいろいろ考えに考えまして、とにかく早く片をつけさせてもらって、できれば10月いっぱいまでずるずることなくやらせてもらったらええかなと思っておりまして、そういう運びになったものですから、それで早くもう決着をそのことにつけてもらって、35万1,000円ということになったわけです。そういうことで、今回のような改選をして約1月早まって新たなスタートをやら

せていただいて、これどことも70市町村が20市町になりまして、そして愛媛県も大変厳しい中で進んでおりますし、日々いろんなものは進んでおります。停滞することなく進んでおりますんで、私も新たな大洲市のスタートを早く切りたいということで一日千秋の思いできょうの日を待ったわけでございます。

そういうことで、ぜひひとつ、御異論はあろうと思います。これは意見はいろいろあると思います、見方によっては。ですが、そういうことで御決定をいただきますならば進めさせていただいて、そしてこれからのお互い30名の議員の皆さんと私どもで意欲のあるところを市民に見ていただいて進んでいくということが最良の策ではなかろうかと、大変厳しい中ではございますが、あわせて言ってきましたように取捨選択をしながら、優先順位をつけながら一生懸命取り組んでやっていくということで、お互いに助けていただいて進んでいくのが一番最良の策ではなかろうかと思って意思決定をし、そして御提案をしておる次第でございます。どうぞ特段な御理解をいただきまして、中野議員さんを初め議員さん方の御理解をいただきたいと、このように伏してお願いを申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水久二博議長 再々質問はありませんか。

次に、有友正本議員の発言を許します。

○18番有友正本議員 議長

○清水久二博議長 有友正本議員

〔18番 有友正本議員 登壇〕

○18番有友正本議員 引き続きまして、私も第112号議案について質疑を行います。

9月議会では、在任特例期間中の旧河辺村、旧肱川町、旧長浜町選出の議員の報酬を市長の提案で大幅に引き上げ、旧大洲市選出の議員と同額になりました。そして、約1,500万円の経費が必要となったところであります。

このことに関して、私は当時議会を離れておりましたが、大森市長は行財政改革の公約をほ

ごにされたのかなと非常に不安に感じたところであります。

同時に、多くの市民の皆さんからも市長や議会は現在の財政状況をどう考えてるのか、公約は選挙のための口実か、さらには3カ月分の報酬を引き上げ、1カ月だけの在任特例の短縮かなどと非常に厳しい感想を述べられております。

そして、今回は議員報酬の引き下げであります。どこに政策の一貫性があるのでしょうか。お尋ねいたします。

次に、今回の議員報酬の提案の仕方についてお尋ねします。

6月に在任特例の長期継続に抗議して議員を辞職した我々にとっては、余りにも今回の議案の提案は唐突過ぎる感があります。また、新しい議員の皆さんにとっても同様ではないでしょうか。新議会の全員協議会へ出席したら、いきなり報酬の引き下げの説明がなされてしまった。新大洲市は1月に誕生し、新市長は2月、そしていわば新議会はやっと成立したところであります。もっと慎重に新議会の議員の意見を聞きながら、理事者と新しい議会との信頼関係を築きながら議論を深め、場合によっては3%ではなく5%、10%の引き下げも協議すべきではなかったのかと考えるところであります。理事者のお答えをお願いいたします。

○首藤馨助役 議長

○清水久二博議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 有友議員さんお尋ねの報酬関係につきましては、先ほど中野議員さんの御質問の中で市長が答弁したとおりでございます。

重ねて申し上げますと、報酬条例に規定されております議長報酬47万1,000円、副議長報酬38万3,000円、議員報酬35万1,000円につきましては、その額を引き下げるという考えでは持っておりません。財政状況が好転するまでの当分の間、報酬条例とは別に特例条例を設けまして

一部を減額させていただきたいというふうをお願いをしておるところでございます。

今後、景気が大幅に回復し、財政状況が好転いたしますならば、今のところ平成20年4月からはその処置を執行する予定と考えておるところでございます。

次に、議案の出し方が問題ではなかったかという御質問でございますが、議員御指摘のとおり、議案の提出につきましては従来とは大きく変わっておったことはまことに申しわけなかったと思うわけでございます。議案として今議会に提案いたしたいと、しかしながら改選後間もない臨時会招集でございます。そうした従来の手法を踏むことができなかったと、やむなく全員協議会の場で説明をさせていただいた次第でございます。不手際はお許しいただきたいと存じます。議員の皆様方には御理解を賜りますようお願いをいたしたいと思うわけでございます。

なお、3%でなく、もっと多くというようなお考えもあったわけでございますが、議員報酬は固定したものではありませんので、今後議会の中でも十分審議していただきまして、皆様の御意向に従いまして処置をしてみたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○清水久二博議長 次に、大野新策議員の発言を許します。

○29番大野新策議員 議長

○清水久二博議長 大野新策議員

〔29番 大野新策議員 登壇〕

○29番大野新策議員 日本共産党の大野新策です。

私は、先日の台風14号で被災されました皆さん方にまず心中よりお見舞いを申し上げます。一日も早く治水対策を進め、安心して住んでいただけの地域づくり、まちづくりのためにこれからも努力をする決意でありますので、よろしくをお願いいたします。

さて、今臨時会に提案をされております第110号議案一般会計補正予算（第4号）について質問をしたいと思います。

台風14号による被害は、9月末現在で床上浸水146棟、床下浸水192棟で、住宅への被害は337棟、371世帯1,057人の方が被災をされたという報告であります。また、農業被害は2億8,000万円、商業被害が2億2,000万円、土木施設1億2,000万円、その他3,000万円で、総額が6億5,000万円の被害額になるというふうに報告をされています。

第110号議案では、床上浸水世帯に1万円の見舞金166万円を初め災害復旧費約2億2,000万円が計上されております。迅速に対応されているというふうに私思いますけれども、今回浸水被害に遭われた皆さん方の多くは今年の台風16号で被災された方が大半であります。今回は、浸水被害と合わせて風による被害で屋根が飛んだ、飛んできた物で屋根に穴があいた、こういうふうな話も私も見ておりますけれども、雨が降り込んでその浸水した被害に遭われた人以上に雨漏りで被害を受けた、こういう方も出ているわけであります。

9月末現在の被害状況については、まず文書で報告をしていただいたわけでありますけれども、被災状況の集約はまだこれからも続くと思われます。私は各地区の区長さんなどの協力も要請をして、一日も早く地域の被害状況もまとめていくと、そういうことをぜひ行っていただきたいと思います。

また、第110号議案には、床上浸水家庭の見舞金1万円、全壊家屋の見舞金2万円が災害見舞金として計上されておりますけれども、被災者は昨年と同じ地域に集中しております。見舞金に多少の差が出て、私は全被災者に見舞金は贈るべきだというふうに考えますけれども、見解を伺いたいと思います。

次に、2点目でありますけれども、被災された皆さんの多くは昨年、ことしと2年連続で被

害を受けておられます。台風14号が昨年の台風16号と同じルートで進んできている、そういう状況なのになぜ事前にダムは放流しないのか、今回も多くの方から言われました。市長にもその声は届いていると思うわけであります。

その中で、9月16日に国土交通省は鹿野川ダムにトンネルを抜いて事前に放流できるようダム改造を行うための事業費として来年度予算に6億5,000万円を概算要求したと発表をされました。これは山鳥坂ダムと並行してというただし書きがありますけれども、鹿野川ダム改造は大洲市の治水対策には私はどうしても欠くことのできない事業だというふうに考えます。2年連続で被害を受けた大洲市が来年は大丈夫だという保証はどこにもないわけであります。市長はダム建設と切り離して鹿野川ダムの改造を早期に実現させるように国や県に強力な働きかけを行うべきだと考えますけれども、市長の所信及び見解を伺って、私の質問を終わりたいと思います。

○清水久二博議長 大野新策議員に申し上げます。ただいまの発言は一部質疑の範囲を超えておりますから注意いたします。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、大野議員さんの御質問2点あったわけでございますが、私の方からは鹿野川ダムの改造についての問題について、陳情等もやってまいっておりますので、そのことも含めまして御報告、御答弁をしたいと思います。

言われましたように、9月6日、7日の台風14号、去年に引き続いて大変関係地域の皆様は被災を受けられまして御迷惑をかけたわけでございますが、心から重ねてお見舞いを申し上げる次第でございます。

私も早速重立った方を被害見舞いに、全員にはよう回らなかったわけですが、マスコミの方

も一緒に取材をしてもらいながら回りました。そんなことも踏まえまして、せんだって陳情したわけでございますが、鹿野川ダムは御承知のとおり県管理のダムとしては一番古いものでございまして、もともとの洪水調節容量が小さいために、ダムの下部から放流する設備がなく、大雨等の直前に水位を大幅に下げておくという、大洪水に備えて貯水量を確保することができない構造になっておるわけでございます。このところが一番一般の市民の方々がもっと早目に抜いとおたらいいのにという声が出るゆえんでございますが、これを今回大改造をしようということでございますが、現行の操作ルールでは洪水調節開始流量が毎秒600トンとなっております。まして、クレストゲートという、構造上あるわけでございますが、これが約80メートルの水位がないと600トンの放流能力が起こってこないということになっておると伺っております。仮に、76メートルまで水位を下げていた場合でも洪水調節開始流量に達したときには80メートルの水位になっておって、ことしの、去年もですが、菅田地区等の被害発生となる流量以下で鹿野川ダムの洪水調節を行っても被害の軽減にはつながっておらないというふうに聞いております。

かつて操作方法を変えてやってもらっておるわけでございますが、そういうことが2年、ことしは既に1遍小田川のはんらんではありましたが、3遍冠水をしたということで、大変そのこと等が一般の市民の皆さんから不信感を招いておることだというふうに思っておるわけでございます。

私もこの実態を踏まえながら、2年連続の被災を受けられた皆さんの不安というものを真摯に受けとめまして、その見て回りました実態も踏まえて9月27日には関係の本省に出向きまして治水対策の実施について緊急の要望もお願いをして回ったところでございます。ちょうど続けて7月の後、それから今回の9月と行ったも

んですから、本省の役人の皆さんもよく知ってもらっておりまして、本当に実態は聞いてもらったわけですが、生の声を山本先生にも御同行願って回らせてもらって帰ったところでございます。

また、国だけ行ってもいけませんので、県へも昨日、新聞でもごらんになったと思いますが、参りました。突然参りまして、知事さんにも若干お話しさせてもらいましたし、部長さん、また教育長さんにもこの実態をお話しして、流域全体のことをポイントをお願いして帰ったところでございます。

この要望につきましては、大野議員さんから先ほど御指摘がございましたように、鹿野川ダムの改造の早期着手ということで、特に6億5,000万円の概算要求をことしから国交省が財務省にするということでございますので、これが緒につきましたら順次30年のうち15年の前半でやりたいということでございますが、15年でも長過ぎるというふうに思っておりますので、一年でも半年でも早くこれが完成するようにやっていきたいと思っております。

それから、山鳥坂ダムとそのことについてのお尋ねがあったわけですが、これは当然河川整備計画の中では両方一緒にということに方針が立っておるわけですが、できれば私も先に大改造をやってもらいたいということは大野議員さんと一つも変わりはないわけですが、国の方は国の方としての整備計画の根拠になっるところもあるようでございますので、そこら辺は一挙にこっちの希望どおりいい返事はもらっておりませんが、今後ともこれは何回も何回も言い続けていかなければできないと思っておりますので、皆さんの後押しを受けながら、この推進方については特段の要望をしまいたいというふうに思っております。どうぞ御理解をいただきたいと、このように思う次第でございます。

○上村孝廣市民福祉部長 議長

○清水久二博議長 上村市民福祉部長

〔上村孝廣市民福祉部長 登壇〕

○上村孝廣市民福祉部長 私の方からは、台風14号の被害状況と対策のうち、災害見舞金についてお答えをさせていただきます。

今回の台風14号による災害見舞金につきましては、罹災者の更生意欲を助長することによって人心の安定と復興の促進を図ることを目的に大洲市り災見舞金交付規程によりまして、住家が全壊された1世帯に対して、社会福祉協議会からの2万円と合わせて4万円を、また住居部分が床上浸水された161世帯に対し、社会福祉協議会からの1万円と合わせまして一律2万円を給付させていただきました。

大野議員さん御質問の全被災者への給付についてでございますが、この被害程度を床上浸水世帯以上としていることにつきましては、浸水のため畳等の日常生活用品が使用できなくなるなど、被害の大きさとともにその日から通常の生活ができないばかりか、家財道具を初め電気製品、学用品、衣類等を失うこととなり、これらの罹災家庭の心中を察し、床上浸水家庭を対象といたしております。

また、風によります屋根が飛んだ場合等の被害につきましては、例えば建物の一部破損でもかわらが10枚程度飛ぶ被害もございますし、家財等の一部の被害が出る場合など、被害の程度はさまざまでございますので、一定の線を引く必要がございます。このため、建物の一部破損まで交付の範囲を拡大させていくこととなりますと、被害程度は先ほども申し上げましたようにさまざまでございますので、場合によりましては住民の間でも不公平が生じるおそれもございますし、また財政面にも影響が出てまいりますので、一定の線を引く場合には家屋への被害程度が大きく異なります半壊と一部破損に、また浸水の場合は床上浸水と床下浸水に区分することが妥当ではないかと考えております。

また、住居以外の店舗や倉庫の被害を受けら

れた方々、農作物や農業機械の被害を受けられた方々まで対象を拡大いたしますと、店舗、倉庫等の所有者や田畑の所有者の確認など大変複雑で、相当の時間を費やすこととなります。

したがって、見舞金の交付の適用につきましては、見舞金の性格といたしまして、速やかに見舞い、生活再建、更生意欲の助長を目的といたしておりますので、現行のとおり住居を対象とした床上浸水、半壊、全壊及び流失の被災者を考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

なお、風雨によります被害家屋につきましては、調査をいたしまして、現行の基準に該当する場合には対象としたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○清水久二博議長 再質問ありませんか。

(29番大野新策議員「ありません」と呼ぶ)

以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規程により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。

したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第110号議案平成17年度大洲市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、第111号議案平成17年度大洲市温泉事

業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

この議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は原案のとおり可決されました。

次に、第112号議案及び第113号議案の議案2件を一括して採決いたします。

これらの議案を原案可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○清水久二博議長 次に、日程第18、第114号議案監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、梅木良照議員の退席を求めます。

〔10番 梅木良照議員 退席〕

○清水久二博議長 提案理由の説明を求めます。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、第114号議案監査委員の選任につき同意を求めることについてを御説明申し上げます。

本案は、議員のうちから選任いたしておりました岡孝志前委員の任期が平成17年9月7日の議会解散をもって終了したままとなっておりますので、後任の委員を選任するに当たり議会の同意をお願いするものであります。

岡氏には、平成17年3月から本市の監査委員として御活躍いただき、地方自治行政の充実に御尽力賜ったところでございまして、改めて謝

意を表しますとともに、厚く御礼を申し上げます。

つきましては、お手元の議案書に記載のとおり、議員のうちから選任する委員として梅木良照氏が最も適任であると認め、選任いたしたいと存じます。

梅木議員は、市内河辺町にお住まいでございまして、昭和46年、旧河辺村に奉職され、地域振興課長、税務課長等を歴任、平成11年2月1日をもって御退職になりました。特に地域振興課長時代は龍馬脱藩の道のイベントを立ち上げ、浪漫八橋の発掘と観光資源としての活用、ふるさと創生資金を活用したふるさとの宿の整備計画に参画されるなど卓越した企画力を発揮され、河辺町の地域振興に多大の功績を残されてきた方でございます。御退職後は、そのような御経験をもとに行政書士の職につかれるとともに、平成15年4月には旧河辺村議会議員に初当選され、以来市町村合併による新大洲市議会の議員を務められております。

以上のように、28年余の行政経験と議会内外での幅広い御活躍を通して高い識見を有した方でございますので、ここに御提案申し上げた次第であります。

何とぞ満場一致をもって御同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○清水久二博議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑は発言通告がありません。したがって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論は発言通告がありません。したがって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第114号議案監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案を同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○清水久二博議長 起立多数であります。したがってただいまの議案は同意することに決定いたしました。

梅木良照議員の入場を許します。

〔10番 梅木良照議員 入場〕

○清水久二博議長 ただいま監査委員の選任につき同意いたしました梅木良照議員からあいさつがあります。

○10番梅木良照議員 議長

○清水久二博議長 梅木良照議員

〔10番 梅木良照議員 登壇〕

○10番梅木良照議員 ただいまは監査委員選任につき御同意をいただきありがとうございます。大変重要な職責でございまして、身の引き締まる思いがいたしております。私、行政経験28年のうちその大半を企画財政部門を担当いたしておりましたので、財務管理あるいは行政運営等につきましては非常に興味を持っておるところでございます。その経験を生かしながらかえひともお役に立ちたいと思っております。皆様方の御指導と御鞭撻を心からお願いを申し上げまして、ごあいさつといたします。

○清水久二博議長 お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のありました常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務の調査についてを本日の日程に追加し、議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、本件を本日の日程に追加し、直ちに議題とするこ

とに決定いたしました。

~~~~~

○清水久二博議長 それでは、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務の調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から平成18年9月定例会まで議会閉会中も継続して各委員会の所管する事務全般について調査を行いたいと申し出がありました。この各委員長の申し出を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○清水久二博議長 御異議ないものと認め、各委員長の申し出を承認することに決定いたしました。

以上で本日の日程を終了いたしましたので、会議を閉じます。

市長より閉会のあいさつがあります。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今臨時会に御提案申し上げました案件につきましては、原案のとおりいずれも適切な御決定を賜りました。まことにありがたく、心より厚く御礼申し上げます。

さて、先ほどの議会人事におきまして議会の新しい構成が滞りなく決定されたわけですが、市町村合併による新市議会の第2代の議長に就任されました清水久二博議員、同じく副議長に就任されました岩田忠義議員のお二人を初めそれぞれの要職に御就任されました皆様方に改めてお喜び申し上げますとともに、今後の御活躍を心よりお祈り申し上げます。

また、初代の議長、副議長を務めてこられました田中堅太郎議員、押田前議員におかれましては、合併以来円滑な議会運営と市勢発展のため多大の御尽力を賜りました。その御労苦に心

より敬意と感謝の意を表する次第でございます。合併直後という未知の変革期の中にあって、お二人は議会の統理に実に見事な力量を発揮されました。その力をもって今後とも御指導を賜りたいと存じます。

私も新市を取り巻く難題、課題解決のため引き続き市民の目線に立ち、各地域への気配りを怠ることなく果敢に挑戦してまいり所存でございますので、議員各位におかれましてはなお一層の御支援、御協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げる次第でございます。

終わりに、皆様方が今後とも御健勝にて御活躍されますことを御祈念申し上げまして、今臨時会閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

~~~~~

○清水久二博議長 これをもちまして平成17年大洲市議会第6回臨時会を閉会いたします。

午後5時01分 閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会臨時議長

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員